

福岡市公報

令和5年6月1日 第6962号

発行所

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

—目 規	次— 則	ページ
○福岡市公印規則の一部改正 (第74号)		1
○福岡市市税条例施行規則の一部改正 (第75号)		2
告 示		
○地縁による団体の代表者の変更 (第150号)		3
○国民健康保険料率 (第151号)		4
○国民健康保険料を減額する額 (第152号)		5
○国民健康保険料を減額する額 (第153号)		7
公 告		
○一般競争入札の実施 (第142号)		8
○特定調達契約等に係る随意契約の相手方の決定 (第143号)		9
○開発行為に関する工事の完了 (第144号)		11
○開発行為に関する工事の完了 (第145号)		11
○福岡市総合体育館の利用料金の一部改正 (第146号)		11
教 育 委 員 会		
○福岡市指定有形文化財の指定の解除 (告示第5号)		12
正 誤		
○令和5年3月30日付第6945号 (別冊30) 中正誤		13

規 則

福岡市公印規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和5年6月1日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市規則第74号

福岡市公印規則の一部を改正する規則

福岡市公印規則 (昭和31年福岡市規則第49号) の一部を次のように改正する。

別表第1 2 専用公印の表納税専用市長印の項中「納税管理課長」の次に「及び区役

所の市民部納税課長」を、「徴収関係事務用」の次に「並びに区役所の市民部納税課所掌に係る滞納処分及び納税の猶予に関する事務用」を加え、同表納税専用区長印の項中「徴収関係事務」の次に「（滞納処分及び納税の猶予に関する事務を除く。）」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡市市税条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和5年6月1日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市規則第75号

福岡市市税条例施行規則の一部を改正する規則

福岡市市税条例施行規則（昭和37年福岡市規則第29号）の一部を次のように改正する。

第1条の2第1項第1号中「固定資産税、軽自動車税の種別割」を「固定資産税（償却資産に係るものを除く。）」に改め、「（以下「区所管市税」という。）」を削り、「賦課徴収」を「賦課」に改め、「（固定資産税にあつては償却資産に対する賦課に係る事務を、軽自動車税の種別割にあつては賦課に係る事務を除く。）」を削り、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 市民税（個人市民税の普通徴収及び年金所得に係る特別徴収に係るものに限る。）、固定資産税、軽自動車税の種別割、特別土地保有税及び都市計画税（以下「区所管市税」という。）に係る徴収金の徴収に関する事。

第1条の2第2項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 区所管市税に係る徴収金及び徴収の嘱託を受けた他の地方団体の徴収金の滞納処分及び納税の猶予に関する事。

第1条の2第3項中「第1項第2号」を「第1項第3号」に改める。

第1条の3第2項中「前条第1項第2号及び第3号」を「前条第1項第2号に掲げる事務については徴収金の滞納者が住所、居所、事務所又は事業所を他の区に有する場合は当該区の区長が、同項第3号及び第4号」に、「、すべて」を「全て」に改める。

第2条第4号中「東区役所市民部市民課、早良区役所市民部入部出張所」を「早良区役所市民部入部出張所」に改める。

第2条の2第1項中「徴収金の滞納者が住所、居所、事務所又は事業所を他の区に有する場合その他」を削り、同条第3項を削り、同条第4項中「前3項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前にこの規則による改正前の福岡市市税条例施行規則第1条の2第1項の規定により区長が委任を受けて行った同項第1号に掲げる事務（区所管市税に係る徴収金の滞納処分及び納税の猶予に関するものに限る。）に関する処分、現にその効力を有するものは、それぞれ市長が行った処分とみなす。

告 示

福岡市告示第150号

地方自治法第260条の2第11項の規定に基づき、同条第1項の認可を受けた地縁による団体から告示された事項について変更の届出があったので、同条第10項後段の規定により次のように告示する。

令和5年6月1日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

区 分	名 称	代表者の住所及び氏名
変更前	和白二区町内会	福岡市東区和白三丁目14番13号 北畑 廣志
変更後		福岡市東区和白三丁目6番20-603号 塚本 文夫
変更前	八田台自治会	福岡市東区八田二丁目2番10号 大登 良一
変更後		福岡市東区八田二丁目6番14号 陣内 圀弘
変更前	高美台4丁目1区町内会	福岡市東区高美台四丁目24番3号 古川 咲子
変更後		福岡市東区高美台四丁目30番5号 町田 英俊
変更前	和白東1丁目1区町内会	福岡市東区和白東一丁目32番14号 小金丸 重樹
変更後		福岡市東区高美台二丁目52番10号 古賀 貞雄

変更前	高美台三丁目二区自治会	福岡市東区高美台三丁目27番5号 工藤 次夫
変更後		福岡市東区高美台三丁目32番7号 森山 聡
変更前	高美台4丁目2区町内会	福岡市東区高美台四丁目9番15号 石井 道真
変更後		福岡市東区高美台四丁目2番19号 伊牟田 恒生
変更前	高美台2丁目2区自治会	福岡市東区高美台二丁目36番6号 古川 明德
変更後		福岡市東区高美台二丁目36番3号 船越 康介
変更前	部木町内会	福岡市東区蒲田三丁目16番16号 小山 幹夫
変更後		福岡市東区蒲田三丁目15番58号 井上 和信

福岡市告示第151号

福岡市国民健康保険条例（以下「条例」という。）第14条第1項、第14条の5の5第1項及び第14条の9第1項の規定に基づき、令和5年度の基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額の保険料率を次のように決定したので、条例第14条第3項（条例第14条の5の5第2項及び第14条の9第2項において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

令和5年6月1日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 基礎賦課額の保険料率

- (1) 条例第14条第1項第1号の基礎賦課額の所得割の保険料率 100分の6.64
- (2) 条例第14条第1項第2号の基礎賦課額の被保険者均等割の額 被保険者1人につき20,500円
- (3) 条例第14条第1項第3号の基礎賦課額の世帯別平等割の額
 - ア 条例第14条第1項第3号アの世帯 被保険者の属する世帯1世帯につき19,731円
 - イ 条例第14条第1項第3号イの世帯 被保険者の属する世帯1世帯につき9,866円
 - ウ 条例第14条第1項第3号ウの世帯 被保険者の属する世帯1世帯につき14,799円

2 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率

- (1) 条例第14条の5の5第1項第1号の後期高齢者支援金等賦課額の所得割の保険料率
100分の3.39
 - (2) 条例第14条の5の5第1項第2号の後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割の
額 被保険者1人につき9,662円
 - (3) 条例第14条の5の5第1項第3号の後期高齢者支援金等賦課額の世帯別平等割の額
ア 条例第14条の5の5第1項第3号アの世帯 被保険者の属する世帯1世帯につき
9,300円
イ 条例第14条の5の5第1項第3号イの世帯 被保険者の属する世帯1世帯につき
4,650円
ウ 条例第14条の5の5第1項第3号ウの世帯 被保険者の属する世帯1世帯につき
6,975円
- 3 介護納付金賦課額の保険料率
- (1) 条例第14条の9第1項第1号の介護納付金賦課額の所得割の保険料率 100分の
2.97
 - (2) 条例第14条の9第1項第2号の介護納付金賦課額の被保険者均等割の額 介護納付
金賦課被保険者1人につき10,061円
 - (3) 条例第14条の9第1項第3号の介護納付金賦課額の世帯別平等割の額 介護納付金
賦課被保険者の属する世帯1世帯につき7,608円

福岡市告示第152号

福岡市国民健康保険条例（以下「条例」という。）第18条の2第1項（同条第5項及び第6項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和5年度の保険料の基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額を減額する額を次のように決定したので、同条第4項（同条第5項及び第6項において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

令和5年6月1日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 基礎賦課額を減額する額

- (1) 納付義務者が条例第18条の2第1項第1号に該当する場合
ア 条例第18条の2第1項第1号アの額 被保険者1人につき14,350円
イ 条例第18条の2第1項第1号イの額
ア 条例第14条第1項第3号アの世帯 被保険者の属する世帯1世帯につき13,812
円
イ 条例第14条第1項第3号イの世帯 被保険者の属する世帯1世帯につき6,907
円
ウ 条例第14条第1項第3号ウの世帯 被保険者の属する世帯1世帯につき10,360

円

(2) 納付義務者が条例第18条の2第1項第2号に該当する場合

ア 条例第18条の2第1項第2号アの額 被保険者1人につき10,250円

イ 条例第18条の2第1項第2号イの額

(ア) 条例第14条第1項第3号アの世帯 被保険者の属する世帯1世帯につき9,866円

(イ) 条例第14条第1項第3号イの世帯 被保険者の属する世帯1世帯につき4,933円

(ウ) 条例第14条第1項第3号ウの世帯 被保険者の属する世帯1世帯につき7,400円

(3) 納付義務者が条例第18条の2第1項第3号に該当する場合

ア 条例第18条の2第1項第3号アの額 被保険者1人につき4,100円

イ 条例第18条の2第1項第3号イの額

(ア) 条例第14条第1項第3号アの世帯 被保険者の属する世帯1世帯につき3,947円

(イ) 条例第14条第1項第3号イの世帯 被保険者の属する世帯1世帯につき1,974円

(ウ) 条例第14条第1項第3号ウの世帯 被保険者の属する世帯1世帯につき2,960円

2 後期高齢者支援金等賦課額を減額する額

(1) 納付義務者が条例第18条の2第5項の規定により読み替えられた同条第1項第1号に該当する場合

ア 条例第18条の2第1項第1号アの額 被保険者1人につき6,764円

イ 条例第18条の2第1項第1号イの額

(ア) 条例第14条の5の5第1項第3号アの世帯 被保険者の属する世帯1世帯につき6,510円

(イ) 条例第14条の5の5第1項第3号イの世帯 被保険者の属する世帯1世帯につき3,255円

(ウ) 条例第14条の5の5第1項第3号ウの世帯 被保険者の属する世帯1世帯につき4,883円

(2) 納付義務者が条例第18条の2第5項の規定により読み替えられた同条第1項第2号に該当する場合

ア 条例第18条の2第1項第2号アの額 被保険者1人につき4,831円

イ 条例第18条の2第1項第2号イの額

(ア) 条例第14条の5の5第1項第3号アの世帯 被保険者の属する世帯1世帯につき4,650円

-
- (イ) 条例第14条の5の5第1項第3号イの世帯 被保険者の属する世帯1世帯につき2,325円
- (ウ) 条例第14条の5の5第1項第3号ウの世帯 被保険者の属する世帯1世帯につき3,488円
- (3) 納付義務者が条例第18条の2第5項の規定により読み替えられた同条第1項第3号に該当する場合
- ア 条例第18条の2第1項第3号アの額 被保険者1人につき1,933円
- イ 条例第18条の2第1項第3号イの額
- (ア) 条例第14条の5の5第1項第3号アの世帯 被保険者の属する世帯1世帯につき1,860円
- (イ) 条例第14条の5の5第1項第3号イの世帯 被保険者の属する世帯1世帯につき930円
- (ウ) 条例第14条の5の5第1項第3号ウの世帯 被保険者の属する世帯1世帯につき1,395円
- 3 介護納付金賦課額を減額する額
- (1) 納付義務者が条例第18条の2第6項の規定により読み替えられた同条第1項第1号に該当する場合
- ア 条例第18条の2第1項第1号アの額 介護納付金賦課被保険者1人につき7,043円
- イ 条例第18条の2第1項第1号イの額 介護納付金賦課被保険者の属する世帯1世帯につき5,326円
- (2) 納付義務者が条例第18条の2第6項の規定により読み替えられた同条第1項第2号に該当する場合
- ア 条例第18条の2第1項第2号アの額 介護納付金賦課被保険者1人につき5,031円
- イ 条例第18条の2第1項第2号イの額 介護納付金賦課被保険者の属する世帯1世帯につき3,804円
- (3) 納付義務者が条例第18条の2第6項の規定により読み替えられた同条第1項第3号に該当する場合
- ア 条例第18条の2第1項第3号アの額 介護納付金賦課被保険者1人につき2,013円
- イ 条例第18条の2第1項第3号イの額 介護納付金賦課被保険者の属する世帯1世帯につき1,522円
-

福岡市告示第153号

福岡市国民健康保険条例（以下「条例」という。）第18条の4第1項及び第2項（同条

第5項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、令和5年度の保険料の基礎賦課額の被保険者均等割額及び後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額を減額する額を次のように決定したので、同条第4項(同条第5項において準用する場合を含む。)の規定により告示する。

令和5年6月1日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 基礎賦課額の被保険者均等割額を減額する額

(1) 条例第18条の4第1項第2号の額 被保険者1人につき10,250円

(2) 条例第18条の4第2項第2号の額

ア 納付義務者が条例第18条の2第1項第1号に該当する場合 被保険者1人につき3,075円

イ 納付義務者が条例第18条の2第1項第2号に該当する場合 被保険者1人につき5,125円

ウ 納付義務者が条例第18条の2第1項第3号に該当する場合 被保険者1人につき8,200円

2 後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額を減額する額

(1) 納付義務者が条例第18条の4第5項の規定により読み替えられた同条第1項第2号の額 被保険者1人につき4,831円

(2) 納付義務者が条例第18条の4第5項の規定により読み替えられた同条第2項第2号の額

ア 納付義務者が条例第18条の2第1項第1号に該当する場合 被保険者1人につき1,449円

イ 納付義務者が条例第18条の2第1項第2号に該当する場合 被保険者1人につき2,416円

ウ 納付義務者が条例第18条の2第1項第3号に該当する場合 被保険者1人につき3,865円

公 告

福岡市公告第142号

地方自治法第234条第1項の規定に基づき、一般競争入札により調達契約を締結するので、地方自治法施行令第167条の6及び福岡市契約事務規則第5条の規定により次のように公告する。

令和5年6月1日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 電子入札に付する事項

業 種	件 名	備 考
建築A	東エリア特別支援学校高等部校舎新築工事	総合評価落札方式

2 詳細は、入札説明書による。

3 入札説明書を次のとおり配布する。

(1) 方法

入札情報サービスシステムにより配布する。

URL <https://keiyaku.city.fukuoka.lg.jp/contract/index.html>

(2) 期間

この公告の日から令和5年6月12日まで（日曜日及び土曜日を除く。）

(3) 時間

午前6時から午後10時まで

福岡市公告第143号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（以下「特例政令」という。）の規定が適用される調達契約等について、随意契約の相手方を決定したので、特例政令第12条及び福岡市契約事務規則の特例を定める規則第9条の規定により次のように公告する。

令和5年6月1日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地	随意契約の相手方を決定した日	随意契約の相手方の氏名又は名称及び所在地	随意契約に係る契約金額	随意契約の理由
令和5年度住民記録システム運用・保守業務委託		令和5年3月29日	大阪市都島区東野田町四丁目15番82号 西日本電信電話株式会社	円 72,160,000	

令和5年度人事給与システム変更開発業務委託	福岡市中央区天神一丁目8番1号 総務企画局DX戦略部情報システム課	令和5年3月30日	東京都港区東新橋一丁目5番2号	41,127,900	特例政令第11条第1項第2号該当
地方公務員法改正に伴う人事給与システム変更開発業務委託				40,508,600	
令和5年度公費医療システム運用保守業務委託		令和5年3月31日	富士通 J a p a n 株式会社	60,500,000	
令和5年度児童手当及び児童扶養手当システム運用保守業務委託				32,890,000	
令和5年度保健福祉総合システムサーバ機器更新対応作業等業務委託		令和5年3月31日	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号 株式会社 日立製作所	91,212,000	
令和5年度ソフトウェアサポート（市税総合情報システム）業務委託				355,490,300	
令和5年度ホストシステム運用等業務委託		令和5年3月31日	東京都港区東新橋一丁目5番2号 富士通 J a p a n 株式会社	492,327,000	
令和5年度情報系・業務系ネットワークの運用管理支援業務委託				107,187,784	

令和5年度統合運用管理に係る業務委託	福岡市中央区天神一丁目8番1号 総務企画局DX戦略部データ活用推進課	令和5年 4月1日	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号 株式会社日立製作所	153,477,192
令和5年度保健福祉総合システム運用管理支援業務委託			東京都江東区新木場一丁目18番7号 N E C ソリューションイノベーション株式会社	140,360,000
福岡市データ連携基盤等運用保守業務委託				75,942,724

福岡市公告第144号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法第36条第3項の規定に基づき公告する。

令和5年6月1日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
福岡市博多区半道橋二丁目197番、201番から203番まで及び310番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福岡市博多区東那珂二丁目15番5号
株式会社 上原製作所

福岡市公告第145号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法第36条第3項の規定に基づき公告する。

令和5年6月1日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
福岡市南区日佐五丁目1299番1、1299番3及び1300番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福岡市南区日佐四丁目39番20号
医療法人 重喜会

福岡市公告第146号

福岡市総合体育館条例第14条第2項後段の規定に基づき、福岡市総合体育館の利用料金の変更について承認したので、同条第3項の規定により次のように公告する。

令和5年6月1日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市総合体育館の利用料金に関する公告（平成30年福岡市公告第351号）の一部を次のように改正する。

第5項備考以外の部分を次のように改める。

- 5 前各項に掲げる施設以外の施設（スポーツ、レクリエーション等に利用する場合に限る。）

（単位：円）

区 分	単 位	金 額
床面又は敷地	1平方メートル1時間までごとに	500
床面(二階通路A区画)	1日までごとに	10,000
床面(二階通路B区画)	1日までごとに	10,000
床面(二階通路C区画)	1日までごとに	10,000
床面(二階通路D区画)	1日までごとに	10,000
床面(二階通路E区画)	1日までごとに	10,000
床面(二階通路F区画)	1日までごとに	10,000
床面(二階通路G区画)	1日までごとに	10,000
床面(二階通路H区画)	1日までごとに	10,000
床面(二階通路I区画)	1日までごとに	10,000
床面(二階通路J区画)	1日までごとに	10,000
床面(二階通路K区画)	1日までごとに	10,000
床面(二階通路L区画)	1日までごとに	10,000
床面(二階通路M区画)	1日までごとに	10,000
床面(二階通路N区画)	1日までごとに	10,000
床面(二階通路O区画)	1日までごとに	10,000
床面(二階通路P区画)	1日までごとに	10,000
床面(二階通路Q区画)	1日までごとに	10,000

床面(二階通路R区画)	1日までごとに	10,000
-------------	---------	--------

教育委員会

福岡市教育委員会告示第5号

福岡市文化財保護条例第5条第3項の規定に基づき、平成23年3月17日指定の次の福岡市指定有形文化財の指定が解除されたので、同条第4項の規定に基づき告示する。

令和5年6月1日

福岡市教育委員会

福岡市指定有形文化財

種別	指定名称	員数	所在地	所有者
彫刻	もくぞうせんじゅかんのんぼさつりゅう 木造千手観音菩薩立像	1 軀	福岡市西区大字小田 2973番地	宗教法人 福壽寺 代表役員 平兮 元祥
彫刻	もくぞうじゅういちめんかんのんぼさつ 木造十一面観音菩薩立像	1 軀		
彫刻	もくぞうろっぴかんのんぼさつりゅう 木造六臂観音菩薩立像	1 軀		

正 誤

発行年月日	公報番号	ページ	箇所	正 誤	
令和5年 3月30日	第6945号 (別冊30)	8	下から 14行目	誤	第13条まで
				正	第13条

